

松江市告示第 178 号

松江市緊急通報装置設置費助成事業要綱（平成 21 年松江市告示第 307 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(助成の対象等)		(助成の対象等)	
第 2 条 略		第 2 条 略	
略		略	
終期	<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>	終期	<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>
略		略	

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。